

# 名古屋大須ロータリークラブ

## WEEKLY REPORT No. 1250

<本年度会長方針>

### リノベーション renovation

承認 1985年2月12日 例会日 木曜日 12:30 例会場 名古屋東急ホテル  
 会長 木村 光徳 事務局 名古屋市中区栄4丁目6番5号 丸越ビル6F  
 幹事 渡辺 観永 電話 (052)251-0181 FAX (052)251-0337 〒460-0008  
 URL <http://www.nagoya-osu.org> E-mail [office@nagoya-osu.org](mailto:office@nagoya-osu.org)

ロータリーを  
実践し



みんなに  
豊かな人生を

### 第1464回例会

#### 雑誌月間

平成26年4月24日(木)

#### 新入会員卓話

於 名古屋東急ホテル  
出席計算数 43名中52名出席  
出席率 82・69%  
前々回出席率 76・60%

新入会員卓話 60名

#### 例会プログラム

- ★大原次年度幹事
- ★次年度クラブ計画書原稿依頼
- ★林順治新世代奉仕委員長
- ★受入青少年交換学生

★新入会員卓話  
アクセル誕生日会報告

#### 「ロータリーソング」

指揮者 鬼頭 茂成  
ピアノ伴奏 富板 玲子

#### ニコボックス

一昨日のアクセル君の誕生日会、  
 沢山の皆様に御出席頂き、ありが  
 とございました。 木村 光徳  
 大澤伸悟さん、大上晃延さん、卓  
 話楽しみにしています。

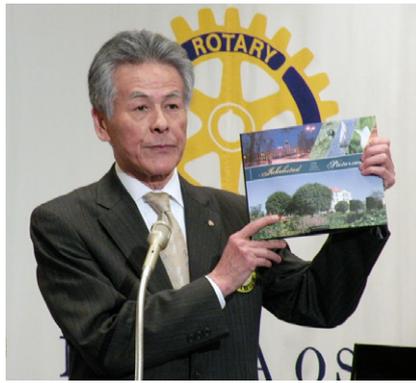
渡辺 観永・高木 政義  
 加藤巴千彦・田崎 雅三  
 大上さん、卓話楽しみです。

岩崎 征一  
 アクセルの誕生日会、ご協力有難  
 ございました。 林 順治  
 港区から千種区のマンションへ移

転しました。 吉田 明夫  
 桑山さんありがとうございました。  
 尾上 昇  
 小澤さんありがとうございました。 横井 衛

#### 会長挨拶

会長 木村 光徳



今日は音楽・美術・ファッション・グルメ・世界遺産・サッカーと、旅行者の様々なニーズに corres する事の出来る国イタリアについて 触れさせて頂きます。

イタリアは2回訪問した事が有ります。1回目は30年前、母親・姉・妹との家族旅行でローマに2泊しましたが、お決まりの名所・旧跡巡りと、ショッピングの旅でしたので、あまり強い印象は残っていません。当時の通貨のリラに両替した時に、大量の紙幣を受け取り、財布に入り切らず丸めてポケットにねじ込んだ事や、母親が買い物をしている時に、目

を引く様な美女2人組のスリに危うく被害に合いそうになった事が妙に記憶に残っています。

2回目は7〜8年前、ユーロ導入後にトスカナ地方を中心にミラノ、フィレンツェ、ベネチア、ジェノバ、ヴェローナ、ボローニヤ等の著名な建築物と美術館を巡る事に目的を絞った旅でした。ユーロが160円を超える程の円安の時でしたので、先ずは全ての物価が本当に高いと感じました。国民の平均年収から、これでは生活が大変だと思いましたが、地元の人々は明るくて、日々の生活を楽しんでる様子でした。これは脱税等も横行し、統計に表われない裏経済のパーセンテージが大きいからではないでしょうか。

この旅行では大きなインパクトを受け



た事が2つ  
 有りました。  
 1つはボッ  
 テイチエリ  
 のビーナス  
 誕生です。  
 重い油絵の  
 宗教画やダ  
 ビア・ピエ

タ等のミケランジェロの彫刻も各地の美術館や教会で観ましたが、何故かこれだけは強烈に印象に残っています。もう1つはベネチアに渡る舟から見た、岸壁沿いに立ち並んでいた建物群の美しさです。多くの色彩の大理石等を用いて凝ったデザインは、何百と立ち並ぶ様は、息を呑む程でした。

最後にガッカリを1つ、ヴェローナのロミオとジュリエットのバルコニーです。これは世界3大ガッカリの上を行くものだと思います。

#### 新入会員卓話

「これからの情報通信サービス」 大澤 伸悟さん

皆様こんにちは。昨年の8月に入会させて頂きました大澤です。本日は新入会員卓話ということで時間を頂くことができ、大変感謝しております。これからの情報通信「サービス」となっていますが、

会社紹介なども交えてお話しさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は昭和62年「日本電信電話株式会社」に入社しました。平成11年に実施されたNTT再編成により、NTT（持株会社）とNTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズに分社されました。これにより東海・北陸地域以西がNTT西日本となり、私はNTT西日本の所属となりました。現在はNTT西日本グループのNTTネオメイトに勤務しています。NTTネオメイトは交換機などNTTビル内の通信設備の構築・運用を行う会社で、他のNTT西日本グループの会社には、NTTフイールドテクノ（電柱・電線などの通信設備の構築・運用）、NTTマーケティングアクト（コミュニティ向け営業）、NTTビジネスソリューションズ（ビジネス向け営業）、NTTビジネスアシスト（本（総務、経理等）などがあります。

将来の通信サービスを紹介します



前に、昔は未来のサービスとしてどんなものが考えられ、どういったかをお話させてもらいました。

1991年の新聞記事には、20世紀の通信サービスとして、無線電話（携帯電話）、写真電話（テレビ電話）、遠距離の写真（国際テレビ電話）、買物便方（ネットショッピング）などが書かれています。NTTでは、平成2年（1990年）に15年後を展望し「新高度情報通信サービス（V&A: Visual, Intelligent and Personal）」を掲げました。その内容は、ポケットテレホン2,000万台、ビジュアルテレホン500万台、テキストメール2,000万台等でした。その後、研究開発やサービスの普及に努めた結果、2005年頃にどうなったかということ、携帯電話は約9,000万台、高品質なV電話ができる光回線等が約2,000万回線、メールが可能なインターネット利用者数約8,000万となりました。現在は通信サービスというと、携帯電話やインターネットというイメージが強いですが、平成2年頃は固定電話が増加していた時期でした。20年前から携帯電話が急激に増え、今では約1億4千万加入となっています。また、15年ほど前から増え始めた光などのインターネット用の回線も今では固定電話より多くなりました。

今後の通信サービスとしてどのようなものが考えられているか、NTTドコモが2020年のサービスとして示したものを紹介します。色々ありますが、「コンタクトレンス型ディスプレイ」というのがあります。Google Glassをご存知の方は、それがコンタクトレンスになったものだと考えて頂ければ結構です。Google Glassは、メガネ型のウェアラブルデバイスで、音声などの操作でハンズフリーで情報を表示できます。写真や動画を撮影したり、ナビゲーションする機能もあります。ライブコミュニケーションシステムというのにはメガネ型の3D通信システムです。次は、NTTの研究所で研究中のものですが、ノートや紙などをスマホ端末にする技術です。ヘッドマウントディスプレイによりノートなどにスマホの画面を表示することで、ノートなどをスマホに見立てて操作できるサービスの実現を目指しています。スマホを持ち歩く必要がなくなり、画面の大きさも自由に拡大縮小できます。次に紹介するのは、360度の映像を見ることが可能となる技術です。ライブ映像を視聴者それぞれが好きなアングルで見ることができるサービスが実現できます。360度の映像をカメラで撮影し、それをヘッドマウントディスプレイに写し、頭の動きに

合わせて写る映像が変わることで、あたかもライブ会場にいる臨場感を体験できます。

最後に、未来のサービスではありませんが、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県大槌町にある、電話回線のつなごうていない電話ボックスのことを紹介させていただきます。津波が海岸を襲う一部始終を自宅から見ていた佐々木格さんが、「あまりにも突然、多くの命が奪われた。せめて一言最後に話しかけた人がたくさんいるはずだ」と、残された方々のために、自宅の庭に「メモリアルガーデン」を造り、「風の電話ボックス」として置いたものです。一人っきりになって電話をかけるように相手に思いを伝える空間として、その電話機の横にはこう書いてあるそうです。

「風の電話は心で話します静かに目を閉じ 耳を澄ましてください風の音が又は浪の音が 或いは小鳥のさえずりが聞こえたなら あなたの想いを

伝えて下さい」

皆様への会社にも従業員がお見えになるかと思えます。労務管理を労働基準法はじめ、その他のいろいろな法律を理解した上で行うことは、法律の改正が頻回に行われることもあり、実際には難しい面も多々あるかと思えます。そういった中で、近年は、インターネット等で様々な情報を簡単に得ることができるようですので、従業員からここはおかしいんじゃないですか？と突っ込まれることも有るかもしれません。それだけなら良いのですが、結果として、労使間のトラブルに発展してしまうこともありますので、本日は、数多い労務管理の注意点の中から、労働時間についてお話させていただきます。

### 新入社員皇話

#### 「労務管理の注意点」

大上 晃延さん

皆様への会社にも従業員がお見えになるかと思えます。労務管理を労働基準法はじめ、その他のいろいろな法律を理解した上で行うことは、法律の改正が頻回に行われることもあり、実際には難しい面も多々あるかと思えます。そういった中で、近年は、インターネット等で様々な情報を簡単に得ることができるようですので、従業員からここはおかしいんじゃないですか？と突っ込まれることも有るかもしれません。それだけなら良いのですが、結果として、労使間のトラブルに発展してしまうこともありますので、本日は、数多い労務管理の注意点の中から、労働時間についてお話させていただきます。



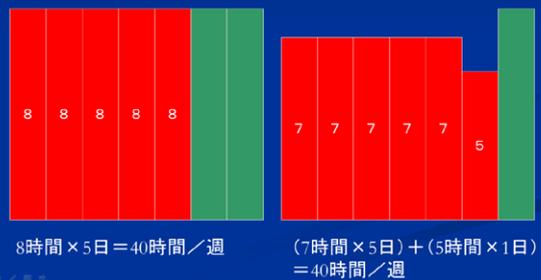
「風の電話は心で話します静かに目を閉じ 耳を澄ましてください風の音が又は浪の音が 或いは小鳥のさえずりが聞こえたなら あなたの想いを

それでは、「ご存知かも知れませんが、まず労働時間・休憩・休日について、労働基準法で定められている内容を確認させていただきたいと思います。まず、労働時間ですが、休憩時間をのぞいて、原則として1日8時間、週40時間以内と定められております。ここに原則と書いてありますが、原則があれば例外がありますので、それは後ほど説明いたします。休憩は、労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間以上が必要です。つまり、6時間以内の勤務の場合は、休憩時間がいらないうことになります。休日も、少なくとも毎週1日が4週を通じて4日必要となっております。

これらを前提とした場合、1日8時間以内で週40時間以内の労働時間、週1日以上の日を確保していれば、これらの勤務も全く問題ではありません。左のグラフは、1日8時間労働で週2日の休日、いわゆるパターンですが、右のグラフでも合計すれば週40



## 労働時間・休憩・休日



時間以内となっております。1日あたりも8時間以内、また、休日も1日休んでおり問題ありません。しかしながら、このように2時間余分に勤務した場合、この2時間は時間外労働となります。この場合は、2時間余分に勤務しても当初の勤務時間の5時間と合計して7時間ですので、時間外労働にはなりません。……とはなりません。合計して週40時間を超えておりますので、やはり2時間の時間外労働となり、時間外手当が必要ですので、「ご注意ください」。

では、労働基準法においては、そもそも時間外労働をさせても良いのか？について、お答えいただきたいと思っております。

答えは、労働者の過半数を代表

する者で時間外労働に関する書面による協定、これを労働基準法36条に記載されていることから、通称36協定と呼びますが、この協定を結び、労働者へ届け出た場合に限り、その範囲内で時間外労働を行わせることができる。となります。つまり、この届出を行わずに時間外労働をさせていると、仮に時間外手当を支払っていても労働基準法違反となります。ちなみに、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられることとなりますので、「ご注意ください」。

それでは先程の労働時間の定めにあつた、原則として、1日8時間の例外について、「説明させていただきます」。1日8時間を超えていただきます。1日8時間を超えて労働させる場合、必ず時間外手当が必要かとありますが、いかがでしょうか？ 答えは、1ヶ月単位の變形労働時間制や1年単位の變形労働時間制を採用した場合、1ヶ月以内の一定期間、または、1年以内の一定期間を平均して週40時間を超えなければ、1日8時間を超えても時間外手当の支払いは必要ありません。

ではまず、1ヶ月単位の變形労働時間制を説明させていただきます。1ヶ月以内の期間をわかりやすくするため、28日、4週間を變形期間を設定して考えたいと思っております。第1週は1日8時間勤務を

5日間、第2週と第3週は6時間勤務を5日間、そして第4週は12時間勤務を5日間としたとします。そうすると、週40時間の週が1週と週30時間の週が2週、週60時間の週が1週で合計160時間となります。今回の設定の場合、4週×40時間で、MAXが160時間となっておりますが、それにピッタリおさまっているため、1日12時間の勤務であっても、時間外手当は必要ありません。こういった勤務形態は、1月で業務の繁忙がある程度決まっている場合、例えば、事務系の方々、また、夜勤など長時間勤務を伴う、医療・介護保険事業の方々にもオススメかと思っております。

次に1年単位の變形労働時間制について、「説明いたします」。仮に年間の会社の休日が決まっている、その休日が122日だったとします。そうしますと、年間の労働日数は305日、122日で243日となります。そもそも、年間で労働させられる最大時間数は、1年は52週ですので、それ140時間をかけて、約1,080時間となります。この年間243日の労働を行う設定の場合、1日に労働できる最大時間数は、2,080時間÷243日で約8,555時間となります。この1,080時間は、33分となり、1日約8時間

30分の勤務を行ってしまえばいいとなります。つまり、労働日の所定労働時間を8時間30分に設定しても、その時間を超えることがなければ、時間外手当の支払いは必要ないということになります。先ほど説明した1ヶ月単位の變形労働時間制も、この1年単位の變形労働時間制も、予め労働者へ協定書を提出する必要がありますので、「ご注意ください」。さて、「ここまで、労働時間の上手な設定方法を説明させていただきましたが、これからは、クイズ形式で労働時間とは？を時間の範囲内で「説明したい」と思います。

その前に、そもそも労働時間とは？について、定義をお話させていただきます。労働時間とは、使用者の作業上の指揮監督下にある時間、または使用者の明示または黙示の指示によりその業務に従事する時間と定義されております。つまり、使用者が知っている知らない振りをしていても、それは労働時間に該当する。というように、逆にとりかかると勝手に労働していても、それは指揮監督下にならないため、労働時間とはならない。という



です。

まず、事務所で昼食休憩時間に来客応答をさせていた場合の時間について・・・どう思われますか？ 答えは労働時間となります。理由は、自由利用が保証されていない。職務上の義務を負うからとなっております。

つづきまして、就業時間外の会社主催の勉強会への参加・・・どう思われますか？ 答えは、自由参加で制裁等がない場合は、時間外労働とはなりません。強制参加の場合、これは時間外労働となるので「1」注意願います。

一般健康診断の受診の時間は・・・答えは「労働時間」としてなくとも良いです。しかしながら、安全衛生法の観点から、労働時間とあることが望ましいとはいわれています。また、特殊健康診断の場合は、労働時間となりますので、併せて「1」注意願います。

制服への着替えの時間は・・・答えは、制服着用が業務上必要かどうかにより異なりますので、「1」注意願います。

以上、注意すべき点のほんの一部ではありますが、頭の片隅でも置いていただけたらありがたいと思います。「1」清聴のめがけつづいていきます。

### 派遣青少年交換生 報告

#### 「マンスリーレポート」(つづき)

#### 青少年交換生 渡辺 瑞加

そして土曜日、エッフェル塔の正面にある撮影スポットで600人近くの留学生と対面、全員ジャケットを着て、国旗を掲げて、これぞロータリーという瞬間でした。(写真の中では前列の人しか見えませんがこの後ろにも留学生のかたまりは広がっていました)私はバストリップで知りあった留学生と再会し、写真を撮り、日本人も20人見つけました！

その後はわらわらとセーヌ川まで歩き「Bateau mouche」という観光船に乗り、小春日和のなかルーブル美術館やセナなどをみました。

セーヌ川沿いで日向ぼっこをしてるカップルがとつともうらやましかったです。笑 日差しはあったのですが川にはいい感じに風が吹いていて心地よく、パリの中でも特に気に入ったところの一つです。

そして夜、メインイベント。マリOTTホテルの会場で、各国国旗をもって国家を歌い、パーティーの始まりです。

これは留学生向けのイベントでもあるため、地区ごとにショーをして、踊ったり歌ったりしました。食事はさすがマリOTT、2000人いてもおいしいフレンチを振舞ってくれました！ 久しぶりに日本人としゃべれて本当の自分を取り戻した感じがしました。(笑)

たまには母国語で盛り上がるのも大切な、と思います。会場には本場にたくさん国の留学生がいて、今まで会ったことのない国の人と話をして盛り上がり、ピンを交換して、言葉を教えてもらったり、留学生の楽しみを満喫しました。こんなにいろんな国の人と出会えるチャンスはもうないだろうなという思いと、もつといろんな国に行つて、いろんなことを知りたい、経験したいという願いが生まれました。

この後のダンスパーティーは朝4時まで続きました。(サマータイトル変更したのがこの日の12時だったので1時間損したのが得した



のかわかりません！)

次の日はベルサイユ宮殿を訪ねるため朝6時に起きなければならず、全員本場に疲れていて、お城の中は素早く通りすぎてしまい、少し残念でした。昼にはかの留学生と別れるとき、昨日知り合ったばかりなのにとてもさみしく、なんだか変な感じでした。帰りのバスはもちろん全員爆睡。少しハードスケジュールだったけど本当に本場に素晴らしいイベントを企画してくれたロータリーに感謝しています。

私のフランス語ですが、まだまだ流暢に話す、というまではいかないけれど、最近本などを読んでいても理解でき自分でもだいぶ進

歩したなあと思います。特に年が明けてからは、いきなりわかまりがとれたというか、楽になりました。たまにほかの留学生がすらすらしゃべっているのを見たり、クラスメイトが早くしゃべって理解できなかったとき、もつと頑張らないと焦りますが、残りの3か月は楽しみながら自分のペースで頑張っていきます。

### 陶芸体験の作品展

春の家族旅行、家族親睦観枝会 OSU山桜フィールド(4月12日)



にて行われた「陶芸体験」の作品が、品野陶磁器センターより届きました。

### 5月15日(木)例会の案内

#### 会員卓話

#### 「これからの幼児教育」

#### クラブ奉仕委員会

桑山 光俊さん

#### 広報委員会

小澤 幸男・青木 靖高  
飯田 昭夫・杉浦 令淑

\*本文は、原則、頂いた原稿を転載しています。



Rotary Paris 2014  
Journées Rotariennes de la Jeunesse  
25-30 mars 2014  
www.rj2014.fr